

最高裁秘書第3010号

令和3年10月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

8月31日付け（9月1日受付，第030478号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
「窃盗被告事件について」と題する書面（片面で1枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

窃盗被告事件について

事案の概要

- ◇ 本件は、被告人が、スーパーマーケットにおいて、食料品10点を盗んだという事案である。

1審判決及び原判決について

- ◇ 1審判決は、被告人が重症の窃盗症に罹患し、心神耗弱の状態にあったとして、被告人を懲役4月に処した（求刑懲役1年6月）。これに対し、検察官が控訴を申し立てた。
- ◇ 原判決は、原審において何らの事実の取調べをすることなく、事実誤認を理由に1審判決を破棄し、被告人には完全責任能力が認められるとして、被告人を懲役10月に処した。これに対し、被告人が上告を申し立てた。